

て各部門別集會を順次開催することとしたことも議題の統一に伴ふ適切な協議方法として特に注意せられる。

第五回人口問題全國協議會開催要項

- 一、主催 財団法人 人口問題研究會
- 一、名稱 第五回人口問題全國協議會
- 一、場所 東京市内(會場神田一橋講堂、如水會館及厚生省會議室)
- 一、會期 昭和十六年十一月十四(金)、十五(土)の二日間の豫定
- 一、日程 第一日(午前十時開會)總會及特別報告、午餐、協議會
第二日(午前九時開會)協議會、總會、晚餐
- 一、總議題 我國人口並に人口政策に關する諸問題(細目別々紙の通り) 一特に「人口政策確立要綱」に關聯して
- 一、特別報告 議題に關し中央當局者の特別報告を行ふ
- 一、議事方法 議題を縦に各特殊部門に分ち參會者の該事項に關する意見及研究の發表並に協議を行ふ
- 一、參會資格
 - 1 本會々員並に本會に於て推薦したるもの(團體にして本會々員たる場合は當該團體より二名限度を以て代表とす)
 - 2 官公廳、公共組合、學校、研究調査機關其の他公益諸團體に於ける役職員
 - 3 人口問題に關係を有する事業團體に於ける役職員

4 人口問題關係特殊研究者

一、會費 參加者一人に付三圓とし參加申込書と同時に納入のこと、但し本會々員並に本會に於て推薦したるものに就ては會費不要とす

一、參加申込方法 所定の申込書に依り期日(十月十五日迄)は絶対嚴守のこと

一、關係文書配布 參會者には協議會要録並に報告書を配布す、報告書は協議會終了後合輯發行の豫定

一、意見並に研究提出方法

イ、議題に就て意見を提出せんとせらるる向は參加申込書該當欄に議案名を記入し 別に説明あらば之を送付せられたきこと(右は特に諸施策に關する具體的意見が望まじきこと)

ロ、議題に關する諸問題に就ての研究報告を希望せらるる向は參加申込書該當欄に報告題名を記載し、別に同報告要旨を送付せられたきこと

尚右の研究報告本文は可及的御作成の上當日持參提出せられたきこと

ハ、意見並に研究報告は一題五分乃至十五分程度のものとす

ニ、右の説明並に報告要旨は共に一、〇〇〇字程度以内とし、その送付期日(十月十五日限)は嚴守せられたきこと

ホ、本議題に關しては本年は特に「人口政策確立要綱」に關聯し、之が政策具體化促進に資せらるべき事項に就て重點主義を採るべきに付、事項に依りては協議時間等の關係上口述の省略を相願ふ場合もあるべく諒承相成たきこと(右に關しては會

に於て豫め準備委員を委嘱し審議を行ふものとす)

ハ、參會者より御提出の意見並に研究報告はすべて之を取纏め人口問題全國協議會報告書中に合輯印刷の豫定なるも之は前例により汎く人口問題研究上の主要參考資料となるべきに付參會各位は奮つて提出あらんことを特に希望す

一、其の他 本協議會に關する質疑照會通信等は、すべて厚生省内人口問題研究會全國協議會係(電話丸ノ内22021-19番、内線五三番)宛なされたし

第五回人口問題全國協議會議題

總議題 我國の人口並に人口政策に關する諸問題

一特に「人口政策確立要綱」に關聯して

第一議題 人口に關する基礎的諸問題

○人口發展に對する基本觀念に關する問題

○我國人口發展の過去及將來に關する問題

○我國及諸外國に於ける人口思想、人口動・靜態、人口政策に關する問題

○東亞諸民族との關係に於て見たる日本民族人口に關する問題

○其の他人口に關する基礎的諸問題

第二議題 出生増加方策に關する諸問題

○婚姻に關する問題一特に、婚姻年齢及び其の出産率との關係、婚姻と家族制度、婚資、婚姻と婦人労働、結婚指導等の問題

○妊孕並に出産力に關する問題

○其の他人口に關する基礎的諸問題

○婚姻に關する問題一特に、婚姻年齢及び其の出産率との關係、婚姻と家族制度、婚資、婚姻と婦人労働、結婚指導等の問題

○妊孕並に出産力に關する問題

○其の他人口に關する基礎的諸問題

○人口政策より見たる教育制度に關する問題—特に保育並に保健教育に關する問題

○人口政策より見たる社會・經濟・租稅政策に關する問題—特に、家族手當、獨身稅の問題、多子家庭

及妊産婦、乳幼児に對する經濟保護の問題

○人爲の出生制限の禁止並に出生減少を招來すべき疾病、毒毒の防遏に關する問題

○其の他出生増加方策に關する諸問題

第三議題 死亡減少方策に關する諸問題

○保健指導に關する問題

○乳幼児死亡に關する問題

○結核に關する問題

○母性並に乳幼児保護に關する問題

○健康保險制度に關する問題

○環境衛生—特に庶民住宅に關する問題

○國民厚生並に榮養に關する問題

○其の他死亡減少方策に關する諸問題

第四議題 人口資質強化方策に關する諸問題

○人口資質に關する問題

○人口構成及分布に關する問題—特に國土計畫より見たる都市並に農村人口の問題

○兵力並に勞働力に關する問題—特に農業人口に就

つ

○青少年特に都市に於ける青少年體鍊に關する問題

○青少年の精神質に關する問題—特に教護兒童、不良少年の問題

○優生思想並に政策に關する問題

○其の他資質強化に關する諸問題

西班牙に於ける婚資貸付金制度並に多

子家族への賞金交付制度の創設

西班牙の家族手當制度が實施後の好成绩により今一九四一年二月二十二日の命令によりその手當率を倍加し、四月一日以降實施（手當率倍加の恩典は過去に遡りて效力をもつ）されたことについては本誌前號所載の資料欄論說「獨逸に於ける兒童扶助金制度の改正と最近各國の強制家族手當制度の概觀」中所報の如くであるが、右改正と並んで又、右家族手當金庫の被保險者に對し婚姻貸付金を交付する制度が創設せらるるに至つた。

貸付金額は二、五〇〇ペセタで、申請者が被保險者たる勞働婦人である場合は最高五、〇〇〇ペセタまで増額せられる。但しその場合は結婚後に（その夫が勞働不能者乃至失業者たる場合を除き）、有給勞働を爲さざることを條件とする。

貸付金は無利子で、返済率は毎月一%、また出生ある毎に減額される規定がある。

又、同じく制定を見た多子家族への賞金交付制度は毎年各州及び全國の最大多子家族を選んで之に賞金を交付するもので、金額は各州のものに於ては一、〇〇〇ペセタ、全國のものに對しては五、〇〇〇ペセタである。（Soziale Praxis 8, Heft 1941 所載）

濠洲聯邦に於ける強制家族手當制度實

施の決定

濠洲聯邦政府に於ては家族扶養の義務ある勞働者へ

の兒童手當支給の計畫を決定したが、その法案は今年中に議會に提出されるものと考へられてゐる。同案は第二子以降各子に對し週五シリングの手當を支給せんとするものであるといふ。

尙、本計畫實施の政府決定後間もなくヴィクトリア州文部大臣は、右兒童手當の實施せらるる場合は義務教育修了年齢を十四歳より十五歳に延長し度き旨語つて居り、同州の教員聯盟等も右談話を極めて歓迎してゐる。（International Labour Review, April 1941 所載）